

○事前評価の結果の政策への反映状況

<公共事業に関する事業評価(事前評価)>

	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	簡易水道等施設整備事業	必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を行うとともに、費用対効果分析を行った。 全ての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められた。	13地区を採択した。
2	水道水源開発等施設整備事業		16地区を採択した。

※平成25年度予算に向けた事前評価として行ったものである。

※個別公共事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成25年10月25日付けで総務省宛て送付している。

<研究事業に関する事業評価(事前評価)>

	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。 全ての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、「平成26年度 科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成25年7月31日総合科学技術会議決定)等で示されている評価の観点を満たしている。	29事業につき、平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:52,171百万円(予算案額:49,151百万円)
2	基礎研究推進事業費		1事業につき、平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:2,847百万円(予算案額:2,847百万円)

※研究事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成25年10月25日付けで総務省宛て送付している。

<規制に関する事業評価(事前評価)>

No.	事業	政策評価の結果の政策への反映状況
1	精神保健福祉法における医療保護入院者の退院を促進するための措置の充実について	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を改正し、精神科病院の管理者に対して、医療保護入院により精神科病院に入院している精神障害者の早期退院及び退院後の地域生活への円滑な移行を促進するための措置を義務付けた。
2	障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応	障害者の雇用の促進等に関する法律を改正し、事業主に対して、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮)の提供を義務付けた。
3	法定雇用率の算定基礎の見直し	障害者の雇用の促進等に関する法律を改正し、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えた。
4	新たな生活困窮者支援制度の創設に伴う所要の措置について(2件)	生活困窮者自立支援法を制定し、秘密保持義務及び認定制度の創設を行った。
5	就労自立給付金の支給に伴う報告徴収の創設	生活保護法を改正し、就労自立給付金を支給する制度の創設に伴い、報告徴収の規定の創設を行った。
6	被保護者就労支援事業における秘密保持義務の創設について	生活保護法を改正し、被保護者就労支援事業における秘密保持義務の創設を行った。
7	要保護者に対する報告徴収の法定化	生活保護法を改正し、要保護者に対する報告徴収の法定化を行った。
8	生活保護法における指定医療機関の指定要件等の見直し等について	生活保護法を改正し、指定医療機関の指定要件等の見直しを行った。
9	毒物及び劇物指定令の改正(毒物及び劇物の指定並びに指定除外について)(2件)	毒物及び劇物指定令を改正し、毒物及び劇物の指定並びに指定除外を行った。
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加(HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「ペルツズマブ」及びその製剤について)	薬事法施行令を改正し、「ペルツズマブ」及びその製剤を広告制限の対象に追加した。
11	1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	労働安全衛生法施行令を改正し、1,2-ジクロロプロパンを特定化学物質に指定した。
12	医薬品に関する広告制限の対象の追加(HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「トラスツズマブ エムタンシン」及びその製剤について)	薬事法施行令を改正し、「トラスツズマブ エムタンシン」及びその製剤を広告制限の対象に追加した。

13	医薬品に関する広告制限の対象の追加 (EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌治療薬「アファチニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに再発又は難治性のCD30陽性のホジキンリンパ腫及び未分化大細胞リンパ腫治療薬「ブレンツキシマブ ベドチン」及びその製剤について)	薬事法施行令を改正し、「アファチニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに「ブレンツキシマブ ベドチン」及びその製剤を広告制限の対象に追加した。
14	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正(麻薬の指定)	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令を改正し、「2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」他2物質を麻薬指定した。
15	雇用管理の改善等に関する措置の内容の説明義務の創設	事業主に対し、パートタイム労働者を雇い入れた時に、事業主が講ずべきこととされている雇用管理の改善等の措置に係る内容を説明すること等を盛り込んだ「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
16	特例認定制度の創設	現行の認定制度による認定を受けた事業主のうち、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定(特例認定)制度を創設すること等を盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
17	地域ケア会議における秘密保持義務について	地域ケア会議における秘密保持義務を創設すること等を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
18	医薬品の販売業等に関する規制の見直し及び指定薬物の所持等の禁止について(2件)	薬事法及び薬剤師法を改正し、一般用医薬品の販売方法に関するルールの整備等を行った。
19	指定免除申請事務者の指定制度の創設に伴う所要の措置(2件)	指定免除申請事務者の指定制度を創設すること等を盛り込んだ「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
20	難病の患者に対する医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定医療機関制度の創設	難病の患者に対する医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定医療機関制度を創設すること等を盛り込んだ「難病の患者に対する医療等に関する法律案」を国会に提出した。
21	医薬品等に係る安全対策の強化	薬事法等を改正し、添付文書の届出義務の創設等を行った。
22	医療機器の特性を踏まえた規制の構築	薬事法等を改正し、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大等の措置を講じた。
23	再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築	薬事法等を改正し、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等を行った。
24	医療機関の病床の機能の報告制度	医療機関の病床の機能の報告制度を創設すること等を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。

25	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加及び当該許可に係る条件の付与	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加等の措置を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
26	地域で過剰な病床の機能への変更の防止・不足する病床の機能への変更	過剰な病床の機能への変更の防止等の措置を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
27	非稼働病床の削減要請・勧告	公的医療機関以外の医療機関の開設者又は管理者に対して、都道府県知事が非稼働病床の削減要請や勧告ができること等の措置を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
28	医療事故の調査の仕組みの創設	医療機関の管理者に対して、医療事故が発生した場合、医療事故調査・支援センターに当該医療事故の日時等について、届出を行うこと等の措置を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
29	臨床研究中核病院の承認制の導入	臨床研究中核病院の承認制の導入等の措置を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
30	特定行為に係る看護師の研修制度の創設	特定行為に係る看護師の研修制度を創設すること等を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
31	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度の創設について	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度を創設すること等を盛り込んだ「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。
32	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設すること等を盛り込んだ「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
33	専門的知識等を有する有期雇用労働者等の無期転換申込権発生までの期間の延長に関する措置	有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等に対して、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例を設けること等の措置を盛り込んだ「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」を国会に提出した。
34	職場における化学物質管理のあり方の見直し	事業者に対して、一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質のリスクアセスメントの実施を義務付けること等を盛り込んだ「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
35	職場におけるメンタルヘルス対策の強化	事業者に対して、ストレスチェックの実施を義務付けること等を盛り込んだ「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
36	重大な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組みの創設	同種の重大労働災害が繰り返し発生した場合、厚生労働大臣が事業者に対して、事業場の安全又は衛生に関する改善計画の作成と提出を指示すること等の措置を盛り込んだ「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
37	建設物等の設置等に係る事前届出の廃止	建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出を廃止すること等を盛り込んだ「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
38	電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定及び譲渡制限対象機械等への追加	特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を、型式検定及び譲渡制限の対象に追加すること等を盛り込んだ「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

39	医療機関による再生医療等提供計画の策定及び届出の義務付け	再生医療等の安全性の確保等に関する法律を制定し、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者に対して、再生医療等提供計画の策定等を義務付けた。
40	特定細胞加工物の製造の許可等について	再生医療等の安全性の確保等に関する法律を制定し、特定細胞加工物の製造を許可制(医療機関等の場合には届出)とし、再生医療等提供機関が特定細胞加工物の製造を委託する場合には、許可等を受けた特定細胞加工物製造事業者に委託しなければならないこととした。
41	再生医療等の実施に係る記録の作成保存義務	再生医療等の安全性の確保等に関する法律を制定し、再生医療等を行った医師又は歯科医師に対して、再生医療等に関する記録の作成を義務付け、医療機関の管理者に記録の保存を義務付けた。
42	特定細胞加工物の製造の記録保存義務	再生医療等の安全性の確保等に関する法律を制定し、特定細胞加工物の製造を行う事業者に対して、製造をした特定細胞加工物の種類、当該製造の経過等に関する記録を作成し、保存することを義務付けた。
43	特定労働者派遣事業の廃止	一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区分を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とすること等を盛り込んだ「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
44	労働者派遣に係る期間制限の見直し(3件)	全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限と派遣先の事業所単位の期間制限を設けること等を盛り込んだ「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
45	均衡待遇を確保するために考慮した事項の説明	派遣元事業主に対し、派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇を確保するための措置を決定するに当たって考慮した事項について、説明しなければならないこと等を盛り込んだ「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
46	派遣労働者に対するキャリアアップ措置	派遣元事業主に対しては、雇用する派遣労働者に段階的かつ体系的な教育訓練の実施等を義務付け、派遣先に対しては、同一の事業所に1年以上受け入れている派遣労働者に当該事業所における通常の労働者の募集に係る情報を周知すること等を義務付ける「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

※表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上している。

※規制に関する事業評価書(事前評価)については、実施した都度、総務省宛て送付している。

<租税特別措置に関する事業評価(事前評価)>

No.	事業	政策評価の結果の政策への反映状況
1	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃を内容とする税制改正要望を行った結果、3年間(平成28年度末まで)の課税停止措置の適用期限の延長を行うこととされた。
2	交際費課税の見直し	交際費課税について、消費の拡大を図る観点から、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入できることとするとともに、中小法人に係る交際費の損金算入の特例(800万円まで全額損金算入)について、いずれかを選択適用とした上で、適用期限を2年間延長するという税制改正要望を行った結果、所要の改正が盛り込まれた。
3	公害防止用設備に係る特例措置の延長	クリーニング事業者による活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得に係る特別償却制度の適用期間を2年間延長するとともに、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、1/2を参照して1/3~2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に価格を乗じた額を課税標準とする制度(わがまち特例)を導入した上で適用期限を2年間延長するという税制改正要望を行った結果、所要の改正が盛り込まれた。
4	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等を内容とする税制改正要望を行った結果、当該税制の1年間の延長が措置された。
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置	「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設」という税制改正要望を行った結果、所要の改正が盛り込まれた。
6	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し	「社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し」という税制改正要望を行ったが、今年度は措置しないこととされた。
7	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、適用期限を3年間延長し、また、本税制が一層活用され雇用の促進が図られるよう事業主等の要件緩和要望について検討し、所要の措置を講ずる税制改正要望を行った結果、平成26年度税制改正の大綱において、適用期限を2年延長することが盛り込まれた。
8	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限については、平成26年3月31日までとなっていたが、その適用期限を3年間延長する税制改正要望を行った結果、平成26年度税制改正の大綱において、対象資産から構築物及び車両運搬具を除外した上で、適用期限を2年延長することが盛り込まれた。
9	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄において、3歳未満の子に係る休業期間等期間中は、申告書を提出することにより、定期的な預入等がなくても利子等に対する非課税措置を継続するという税制改正要望を行った結果、所要の改正が盛り込まれた。
10	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	「福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置」という税制改正要望を行ったが、今年度は措置しないこととされた。
11	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	評価結果を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置について税制要望を行った結果、当該要望は認められ、平成26年度税制改正の大綱に盛り込まれた。

12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 幼保連携型認定こども園以外の認定こ ども園の教育・保育機能部分に対する税 制上の所要の措置	評価結果を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の 所要の措置について税制要望を行った結果、当該要望は認められ、平成26年度税制改正の大綱に盛り込まれた。
13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い 市町村認可事業として位置付けられる小 規模保育等に対する税制上の所要の措 置	評価結果を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置につ いて税制要望を行った結果、当該要望の一部が認められ、平成26年度税制改正の大綱に盛り込まれた。
14	試験研究を行った場合の法人税額等の 特別控除の拡充	研究開発税制の上乗せ措置(増加型・高水準型)について、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引き上げ等の税制改正要望を行った結果、以 下の拡充・延長が行われることとなった。 ①現行の上乗せ措置(高水準型・増加型)について、その適用期限を平成28年度末までの3年間延長。 ②現行の上乗せ措置のうち増加型について、増加割合に応じて、試験研究費の増加額の30%までを税額控除できることとする。
15	中小企業者等の試験研究費に係る特例 措置の拡充	研究開発税制の上乗せ措置(増加型・高水準型)について、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引き上げ等の税制改正要望を行った結果、以 下の拡充・延長が行われることとなった。 ①現行の上乗せ措置(高水準型・増加型)について、その適用期限を平成28年度末までの3年間延長。 ②現行の上乗せ措置のうち増加型について、増加割合に応じて、試験研究費の増加額の30%までを税額控除できることとする。
16	中小企業者等の少額減価償却資産の取 得価額の損金算入の特例	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額を損金算入できる制度の適用期限を2年間延長するという税制改正要望を行った結果、所要の改正 が盛り込まれた。
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	研究開発法人への民間企業等からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとすることなどの税 制上の所要の措置を要望したが、今年度は措置されないこととされた。
18	中小企業投資促進税制	中小企業投資促進税制について、一部の設備に係る即時償却又は税額控除の割合の上乗せなどの拡充を図った上で適用期限を3年間延長する という税制改正要望を行った結果、所要の改正が盛り込まれた。

※租税特別措置に関する事業評価書(事前評価)については、平成25年8月30日付けで総務省宛て送付している。

○事後評価の結果の政策への反映状況

<実績評価(事後評価)>

[反映状況分類欄]

- ① 施策目標の終了・廃止を検討
- ② 施策目標を継続(見直しの上、減額で検討)
- ③ 施策目標を継続(見直しの上、現状維持)
- ④ 施策目標を継続(見直しの上、増額で検討)

[機構・定員要求への反映欄]

- 機構・定員要求への反映を実施
- － 機構・定員要求への反映を実施せず

No.	施策目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況		
			反映の内容	反映状況分類	機構・定員要求への反映
1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること(施策目標 I-2-1)	<p>【現状分析】(施策の必要性の評価)</p> <p>○近年、医師数は毎年4000人程度増加する傾向にあるが、加えて医師の養成数を増やすため、平成20年度から暫定的な医学部入学定員増を行っており、平成19年度と比べて1.19倍まで増員を行ってきました。医学部定員の増員を行った世代の学生が平成26年より医師になる見込みであり、これから施策の効果が現れるものと期待されます。</p> <p>○女性医師については、若年層における女性医師数は増えており、全医師数に占める女性医師は平成22年末時点で18.9%を占めているものの、女性医師の離職率が高く復職率が低いという問題があります。そのため、女性医師が安心して勤務を継続できるよう出産や育児といった様々なライフステージに対応した環境の整備が重要です。</p> <p>○就業看護職員は着実に増加していますが、「第七次看護職員需給見通し」では、平成27年の需要見通しは150万人に対して供給見通しは149万人であること、また、社会保障・税一体改革の議論においては平成37年度に看護職員が196万人～206万人必要との推計がなされていることから、引き続き看護職員確保のための対策が必要です。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○20年度以降の期限付きの増員については、医師養成数の将来見通しや、卒業生の地域への定着状況等を踏まえて判断することとされており、今後必要となる医師養成数についても、チーム医療の推進などの対策の効果や将来の医師需給の見通しを踏まえて検討する必要があります。</p> <p>○女性医師の離職防止、復職支援については、引き続き各都道府県の意見・要望等の調査を行い、当該調査等の結果等を参考に、現場のニーズに応じた施策を展開していくこととしています。</p> <p>○看護職員確保については、看護職員の需給見通しを着実に実施していくため、引き続き、「定着促進」、「養成促進」、「再就業支援」などの確保対策について一層の推進を図ることにより、需要に沿った看護職員の確保を着実に実現していくこととしています。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。</p> <p>○平成26年度予算概算要求額:11,085百万円(予算案額:1,389百万円)</p>	②	-

2	<p>治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I-5-2)</p>	<p>○難病対策について 【現状分析】 特定疾患治療研究事業の受給者は増加傾向にあり、助成が必要な患者に対し、漏れなく適切に助成を行っています。 【今後の方向性】 難病対策については厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で見直しを検討しており、同委員会の提言では、医療費助成について、広く国民の理解を得られる公平かつ安定的な医療費助成の仕組みを構築することとされています。また、総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣により、「特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること」が合意されています。さらに、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について(平成25年8月21日閣議決定)」において、「(9)難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(10)(9)に掲げる必要な措置を平成26年度を目途に講ずる。このために必要な法律案を平成26年通常国会に提出することを目指す」とこととされています。これらを踏まえ、今後は①医療費助成の具体的な対象疾患及び対象患者の認定基準②医療費助成の対象患者の負担割合及び月額負担上限等について検討を行い、必要な法律案を平成26年通常国会に提出することを目指します。</p> <p>○ハンセン病対策について 【現状分析】 ハンセン病資料館の入館者は、平成20年度からほぼ横ばいとなっていました。各種広報活動や団体誘致活動により、平成24年度の入館者数は過去最大となりました。 【今後の方向性】 資料館の入館者を増加させることはもとより、今後も引き続き、外部での語り部活動や講演会など資料館以外の手段によるハンセン病に対する理解を深めるための活動を行います。</p> <p>○エイズ対策について 【現状分析】 HIV抗体検査の件数はやや減少傾向にありますが、各種普及啓発事業により、検査件数の向上に取り組んでいます。また、事業の効率性については、検査件数が減少しているにもかかわらず事業費が増加しており、改善すべき点があると考えています。 【今後の方向性】 平成25年度から、①新規HIV感染者・エイズ患者の多い地域を重点都道府県等とし、同性愛者等の罹患率の高い者の利便性に配慮した検査を実施するとともに、②都道府県等への補助の単価を、検査の実施形態やスタッフの職種、検査の件数ごとに設定することで、効率的・効果的な検査を行うこととしています。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:64,711百万円(予算案額:80,969百万円) ○機構・定員要求:難病対策については、提言及び「「法制上の措置」の骨子について」等において、総合的な難病対策を構築することや法制化を目指すことが示されており、引き続き、推進していく必要があるため、増員を要求した。</p>	④	○
---	------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---

3	<p>医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(政策目標Ⅰ-6-2)</p>	<p>○医薬品等副作用情報収集について 【現状分析】 ・副作用報告件数は、徐々に伸びており、報告の評価・解析による医薬品等の安全対策措置が適切に行われています。 【今後の方向性】 ・副作用等の情報が直接入手できる医療機関からの報告は重要であることから、より一層の増加に努めることが必要と考えています。引き続き、報告制度の周知に努めていきます。また、企業からの副作用報告についても、市販後安全管理体制の強化を指導するなど、迅速な報告が行われ安全対策が着実に実施されるよう引き続き指導していくこととしています。</p> <p>○医療情報データベースの設置病院数について 【現状分析】 ・現時点では、1医療機関への設置が完了し、6医療機関への設置を可及的速やかに完了できるよう作業の迅速化、効率化を図っていく必要があります。 【今後の方向性】 ・6医療機関への設置の遅れについては、作業プロセス毎の進行管理を徹底することなどにより、スケジュールの遅れを取り戻し、25年度設置予定の3医療機関を含め年度内の設置完了を目指します。</p> <p>○個人輸入・指定薬物に関する注意喚起情報提供件数について 【現状分析】 インターネットを介して個人輸入された医薬品等による健康被害事例が報告されており、消費者が、個人輸入された医薬品等の危険性に関する正しい知識や正確な情報に容易にアクセスできる方策をとる必要があります。 【今後の方向性】 平成25年2月に「あやしいヤクヅ連絡ネット」を開設し、一元的な情報収集・提供体制が整いましたが、国民の健康被害を防止するために、これをさらに充実させる必要があります。</p> <p>○都道府県・PMDAでのGMP査察研修の実施について 【現状分析】 PIC/Sは、EUを中心に、米国も含め、全世界41カ国が加盟し、世界標準となりつつある状況にあります。世界標準のGMPをクリアした医薬品を日本国に流通させるため、また、PIC/S基準の準拠が他国において医薬品の流通要件となるケースが見受けられることから、我が国もPIC/Sに加盟する必要があります。したがって、引き続き、PIC/S加盟に向けた国内のGMP査察レベルの向上のための施策等を進めて行くことが必要です。 【今後の方向性】 平成25年9月にPIC/Sによる我が国への実地審査が予定されており、また、同年10月にはオタワでPIC/S総会が開催されることから、限られた予算の中でGMP査察研修をできるだけ多く開催し、国内のGMP査察レベルの向上につなげてまいります。</p> <p>○C型肝炎救済特別措置法に基づく給付金の支給について 【現状分析】 C型肝炎特別措置法に基づき、適正に給付金支給事務等を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き、C型肝炎特別措置法に基づき、適正に給付金支給事務等を実施していきます。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:3,821百万円(予算案額:1,898百万円)</p>	④	-
---	---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	---	---

4	<p>適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること (施策目標Ⅰ－9－1)</p>	<p>【現状分析】 ○被用者保険 全国健康保険協会(協会けんぽ)については、政管健保からの移行(平成20年10月)直後のリーマンショックによる経済の不調等により、財政状況が極めて悪化し、その保険料率も発足当時の8.2%から現在の10%まで3年連続で引き上げられています。こうした状況を踏まえ、健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年5月31日施行)により、平成22年度から平成24年度までの間講じられてきた全国健康保険協会(協会けんぽ)への国庫補助率を、13%から16.4%へ引き上げる措置を2年間延長し、また被用者保険者が負担する後期高齢者支援金の3分の1を、各被用者保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする措置をとっています。健康保険組合については、平成22年度から24年度までの間に保険料率の平均が7.7%から8.3%へ上昇しています。全国健康保険協会(協会けんぽ)に比べると小幅であるとはいえ、毎年3,000億円を超える赤字を続けており、積立金を取り崩して運営資金を確保していることから、こちらも厳しい財政状況にあると考えております。</p> <p>○国民健康保険 国民健康保険については、①低所得者や高齢で医療の必要の高い者が多く加入しており財政基盤が弱い、②財政運営が不安定になるおそれのある小規模な保険者が多いといった構造的な問題があります。このため、平成24年の国民健康保険法の一部改正において、平成27年度から、①平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の財政基盤強化策を恒久化するとともに、②都道府県内の全市町村が医療費を共同して負担する事業を拡充し、財政運営の都道府県単位化を推進することとしています。</p> <p>○後期高齢者医療制度 高齢者の増加、医療の高度化等により、高齢者の給付費は年5%程度増加しており、これに伴い、高齢者が負担する保険料(給付費の約1割)や現役世代からの支援金(約4割)も上昇しています。保険料や支援金に関しては、給付費の約5割を占める公費の配分により保険者間の所得差を調整するとともに、平成22年度からの暫定的な取扱いとして、被用者保険者が負担する支援金の3分の1を加入者数ではなく総報酬で按分する措置をとっています。</p> <p>【今後の方向性】 ○被用者保険 全国健康保険協会(協会けんぽ)への国庫補助や各保険者が負担している後期高齢者支援金の負担のあり方等について、社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)を踏まえ、今後の社会保障審議会医療保険部会において議論を行う予定です。</p> <p>○国民健康保険 「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法政上の措置』の骨子」(平成25年8月21日閣議決定)において、国保の運営業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収・保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされたところです。今後、国民健康保険の保険者の在り方等については、地方団体の意見を十分に聴きながら、社会保障審議会医療保険部会での議論も踏まえ検討していきます。</p> <p>○後期高齢者医療制度 社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)において、「現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当」とされていることを踏まえ、医療保険制度に係る各般の措置の実施状況等を踏まえ、必要な改善に向けて検討を行います。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:9,269,362百万円(予算案額:9,479,971百万円)</p>	④	-
5	<p>化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること (施策目標Ⅱ－4－1)</p>	<p>化学物質の毒性に基づく毒物劇物の指定、既存化学物質安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取り組みを、それぞれ着実に、かつ、効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できます。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:472百万円(予算案額:427百万円)</p>	④	-

6	<p>最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)</p>	<p>【現状分析】 本事業については、年々助成件数等が増え、また、多くの要望が寄せられており、今後においても、より充実した支援策が必要であると考えています。</p> <p>【今後の方向性】 「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても示されたとおり、中小企業・小規模事業者に対する支援の充実を図っていく必要があるものと考えています。 なお、各指標については、評価委員会のご意見等を踏まえ、外部有識者を活用するなど、より有効性・効率性が測れる指標に改めていくことといたします。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:4,421百万円(予算案額:2,751百万円)</p>	④	-
7	<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)</p>	<p>【現状分析】 ○指標1~4について 各種の施策を展開することにより、毎年度の目標は達成され、効果的、効率的に事業は展開していると評価されます。一方で、2020年の目標達成のためには、これまで以上に積極的な施策を展開する必要があります。 ○指標5について 4省庁が連携して施策を展開することにより、毎年度の目標及び2015年の目標を達成したことから、政策を効果的、効率的に実施していると評価されます。今後は、子育てとの両立等、ワークライフバランスの実現のために、これまで以上に導入が困難な本格的なテレワーカーの普及促進を実施していく必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 ○指標1~4について 今後は、2020年の目標達成のために、企業自らが働き方・休み方に関する状況を客観的に把握し、改善のきっかけとできるよう「改善指標」の開発・普及、地域の特性を活かした休暇取得促進事業の実施、業種の特性に応じた年次有給休暇の取得促進方法を盛り込んだ「働き方・休み方ハンドブック」の開発・普及等これまで以上に積極的に施策を展開する必要があります。 ○指標5について 今後は、引き続き、4省庁と連携して、「「世界最先端IT国家創造」宣言～第二次安倍内閣の新たなIT戦略～」(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、週1回以上在宅で就労する雇用型在宅型テレワーカー数等の増加に向けて、テレワークの普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業の実施等これまで以上に施策を展開する必要があります。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:2,200百万円(予算案額:1,789百万円) ○機構・定員要求:これまで以上にワークライフバランス関係の施策を企画立案、実施するため増員を要求した。</p>	④	○

8	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること（施策目標Ⅳ－2－1）</p>	<p><雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること> 【現状分析／今後の方向性】 ・測定指標1については、平成24年度に行われた行政事業レビュー公開プロセスにおいて、雇用保険制度の中で本事業を行う妥当性、他事業との整合性などの議論の結果、事業の廃止との評価結果を受けたことを踏まえて、平成24年度限りで事業廃止とした。</p> <p><中小企業等の雇用管理の改善を支援すること> 【現状分析】 測定指標2・3については、予算執行については適切に行われていたものの、費用対効果等を踏まえて、平成24年度限りで事業終了とした。 測定指標8については、現在、建設業界については技能労働者不足や社会保険未加入等の雇用環境に関する問題点が指摘されており、教育訓練や雇用改善に対する支援を行う本施策は必要であるといえます。また、近年では若年労働者の確保・育成が課題になっています。 測定指標9については、港湾労働者派遣制度に対する理解を深めたことにより、目標を概ね達成しており、一定程度の雇用管理の改善が図られてきたところですが、港湾労働の特殊性（波動性及び第三者手配師の介入等）により、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にあることから、さらなる、雇用管理の改善等が課題となっております。 【今後の方向性】 測定指標8については、平成25年度より「建設労働者確保育成助成金」を創設したところであり、若年労働者の確保・育成等についても支援を行っていくこと、また、測定指標9についても、引き続き、雇用管理の改善等の事業を実施していくところです。</p> <p><事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること> 【現状分析】 ・測定指標4については、東日本大震災の影響により一時的に増加したものの、平成24年度における利用事業所数については概ね減少傾向が続き、1月あたりの利用事業所数はおよそ3万事業所となっております。また、経済状況の変化や政策提言型省内事業仕分けの提言等を受け、段階的に要件の見直しを行うこととし、平成24年10月1日に最初の制度見直しを行いました。 【今後の方向性】 ・平成25年度においても、引き続き要件の見直しを行い、効果的・効率的な執行に努めていきます。</p> <p><離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること> 【現状分析】 測定指標5・6については、労働者の雇用の安定を図る上で重要であり、国民のニーズも高く、優先度は高い。目標達成に向けた支援の効率化、重点化が課題である。 【今後の方向性】 引き続き成果目標の達成状況や産業競争力会議での議論を踏まえながら、より効率的な事業ができるよう改善方を検討していく必要がある。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額：163,135百万円（予算案額：170,272百万円）</p>	②	-
---	------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	---	---

9	<p>若年者等に対し段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標V-2-1)</p>	<p>【現状分析】 若年者人口が減少傾向にある中、いわゆるニートと呼ばれる若年無業者数は60万人台を推移し、我が国の社会全体において大きな損失となっていることから、サポステにおいて、これら若年無業者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクのある層を未然に防止し、経済的に自立させ、社会の支え手とするための重要な有効な施策であると評価できます。 しかしながら、ニート数は63万人(平成24年)と依然高止まりしており、これ以上、増加させないためにも、未然防止策を強化する必要があることから、在学生、中退者等に対する積極的な訪問支援(アウトリーチ)の強化が課題として上げられます。</p> <p>【今後の方向性】 ニート等の若者を就労につなげる上での課題は多岐に渡っており、関係機関の連携の下、各人の置かれた状況に応じて個別支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによる自立の実現に向けたフォローアップを継続的に行うことが重要であるため、今後とも効果的な施策の実施に努めていきます。 具体的には、平成25年度においては、サポステの設置拠点を拡充するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進することによりニート化の未然防止等を図ることとしています。加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、引き続き、ニート等の若者の就労を強力に支援することとしています。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:4,986百万円(予算案額:395百万円)</p>	②	-
10	<p>母子保健衛生対策の充実を図ること(施策目標VI-5-1)</p>	<p>【現状分析】 子どもが健やかに育つ社会づくりのためには、妊娠・出産・子育ての希望が実現できる環境整備が重要です。加えて、近年、結婚・出産年齢の上昇や医療技術の進歩等に伴い、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、不妊治療を受ける者への精神的な支援が一層重要になっており、不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの重要性は高まっていると考えられます。 実績については平成24年度は61カ所と、平成20年度より3カ所増え、また、全都道府県に1カ所以上設置されていることから、全国で一定程度は相談に対応することができていると考えられます。相談件数も年間22,000件程度で推移しており、一定の有効性があると評価できます。今後は不妊治療を受ける者が増加していることを踏まえ、より利用しやすい環境づくりを図る必要があると考えられます。</p> <p>【今後の方向性】 今後とも不妊治療を受ける者への支援を含め、母子保健関連事業を推進していきます。 具体的には「少子化危機突破のための緊急対策」等に基づき、「女性健康支援センター」や「不妊専門相談センター」について、全国統一番号を設置し、電話やメールにより幅広く相談を受け付けるとともに、利用者が相談しやすい受付時間の設定など、その環境の充実を図ることや、センターの職員に対する全国規模での研修や情報交換体制の強化等、結婚・妊娠・出産に関する支援を総合的に行っていきます。 また、不妊治療への支援のあり方については、検討会の結果も踏まえ、より適切な運用を図っていきます。 さらに、母子保健の一層の向上を図るため、関係者が一体となって必要な取組を推進するための国民運動計画である「健やか親子21」について、平成26年で終了期限を迎えることから、今年度、「『健やか親子21』の評価等に関する検討会」において最終評価を行うとともに次の計画の策定について検討することとしています。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:14,187百万円(予算案額:1,254百万円+安心こども基金16,861百万円の内数 ※平成26年度から、一部事業を安心こども基金(16,861百万円の内数)に移し替えて実施)</p>	④	-

11	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅷ-2-1)</p>	<p>【現状分析】 ○厳しい社会経済情勢や高齢化の進展を反映して、地域におけるセーフティネットの強化するため、地域の要援護者の更なる福祉の向上に取り組む必要があります。 ○高齢者世帯とともに、失業等の生活困窮世帯も増加しているため、個別のニーズに応じた要援護者へのきめ細かい対応や就労・自立等の支援が必要となっています。 ○福祉サービスに関する苦情について相談に応じ、利用者に必要な助言及び苦情に係る事情の調査を実施し、地域の要援護者の福祉の向上を図ります。 ○日常生活自立支援事業新規契約締結件数は、事業創設以来、継続して増加傾向を見せており、さらに契約者の半数以上が認知症高齢者であることから、高齢化の進展による需要の増加や多様化が見込まれます。</p> <p>【今後の方向性】 今後、地域におけるセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図るために、各事業における取組を拡充し、効果的な支援を実施していくことが必要です。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:18,000百万円(予算案額:15,000百万円)</p>	②	-
12	<p>戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標Ⅶ-5-1)</p>	<p>【現状分析】 戦後67年が経過し、 ① 戦傷病者、戦没者遺族等が高齢化し、施策の対象者は減少しているものの、引き続き着実な援護の実施が求められており、 ② また、戦中・戦後に国民が体験した労苦の記憶を風化させることのないよう、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した国民生活上の労苦を確実に後世代に伝える必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 平成25年度においても、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護を迅速かつ適切に行うとともに、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるため、引き続き、現在の取組を続けていきます。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:19,786百万円(予算案額:18,816百万円)</p>	②	-

13	<p>公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること(施策目Ⅸ-1-2)</p>	<p>【現状分析】 <年金記録問題の解決に向けた取組について> ○ 年金記録問題について、当施策目標では、年金記録問題の解決に向けての取組を進めるとしており、その中でも残された未統合記録の解明作業や紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業を柱として取り組みました。有効性および効率性の欄のとおり、着実な成果を挙げていると考えています。 <公的年金制度の適正な事業運営について> ○ 国民年金・厚生年金保険等の適用・徴収については、平成17年度から続いていた国民年金保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけることができた等、着実な成果を挙げている。 その他、年金給付、年金相談、お客様の声を反映したサービス及び社会保険関係手続におけるオンライン利用(電子申請等)についても、有効性および効率性の欄のとおり、着実な成果を挙げていると考えています。</p> <p>【今後の方向性】 <年金記録問題の解決に向けた取組について> ○ 年金記録問題について、未統合記録の解明・統合を図るための「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の推進や、政府において決定された被保険者の突合せ作業を実施することとしております。これにより、引き続き年金記録問題の解決に向けた取組を進めてまいります。 <公的年金制度の適正な事業運営について> ○ 国民年金の適用については、平成25年度においても、前年度と同様、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者全員について適用を行うよう努めていきます。また、国民年金保険料の徴収については、未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化や進捗管理の強化等の取組の強化を図り、納付率の向上に向けてしっかりと取り組んでいきます。 ○ 厚生年金保険等の適用については、適用調査対象事業所(適用事業所となる可能性のある事業所)の効率的かつ正確な把握に努め、順次、加入指導を実施するとともに、平成23年度末に把握した適用調査対象事業所(24.6万事業所)について、平成26年度までに半減させるよう、適切な加入指導を実施していきます。また、厚生年金保険等の保険料の徴収については、前年度と同等以上の口座振替実施率を確保できるよう、口座振替を利用することについて事業主の協力を求めています。 ○ 年金給付については、サービススタンダードの達成率が90%未満となっている遺族基礎年金及び障害厚生年金について改善を図るため、引き続き、審査体制の維持及びスキルの向上に努めていきます。 ○ 年金相談については、平成25年度は、特に待ち時間がまだ長い年金事務所に相談要員確保等の個別対策を講じ、お客様へのサービスをより一層向上させるように努めます。 ○ お客様の声を反映したサービスについては、平成25年度も引き続き、お客様文書モニター会議やご意見箱の設置等を行い、お客様のサービス向上に努めます。 ○ 社会保険関係手続におけるオンライン利用(電子申請等)については、反復継続的に手続きが必要な健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届について、電子媒体による届出及び事業所単位での一括した電子申請の利用を可能とするためのシステム開発を行う等、電子申請等を利用しやすくするための環境整備に努めていきます。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:408,438百万円(予算案額:384,445百万円) ○機構・定員要求:年金事業の安定的な運営を確保するための体制整備を図るため、給付事業室(省令室)の設置を要求した。</p>	④	○
----	-------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---

14	<p>国際機関の活動へ参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること(施策目X-1-1)</p>	<p>【アジア太平洋地域技能就業能力計画】 アジア太平洋地域技能就業能力計画のワークショップ参加者が自国においてワークショップの成果を政策や事業等で活用しているほか、各国の職業訓練に関する現状分析や提言等、本事業で得られた結果が各国の行動計画策定等に寄与していることから、職業訓練分野での技術協力を推進することによる各国の職業訓練及び技能の水準の向上という目的は達成できている。 今後は、ワークショップで明らかになった技能ニーズと職業訓練とのミスマッチ、若年者の雇用可能性を高めるための職業能力開発等の課題とその対応について、ILOが域内各国と連携しどのように具体化していくかをフォローアップし、その成果を情報共有していくことが必要であり、各年のアジア太平洋地域技能就業能力計画にこのような取組を組み込むよう働きかけていく。</p> <p>【国際労働機関拠出金事業】 【現状分析】 ○各事業とも、事業毎に設定されている計画目標を100%達成しています。 また、各事業が目指す社会セーフティネット構築によるディーセントワークの実現は、上述のとおり各種国際会議において重要性が指摘されており、引き続き必要な事業を継続する必要があります。 ○また、東南アジア地域のセーフティネット構築や雇用・労働問題の支援は、日系企業が東南アジアに海外展開を進める現状において、その動きを支援するものになりえております。 【今後の方向性】 ○引き続き、当省が拠出しているプロジェクトについて、国際労働機関アジア太平洋地域総局(ILO ROAP)が作成する報告書を精査し、有効に事業が実施されているか確認します。 また、実施状況をレビューするための年1回のILO ROAPとの年次協議では、アジア地域の援助ニーズを把握し、プロジェクト内容の見直しを適宜行います。 そして、プロジェクトの実施期間(概ね3年間)終了時には、プロジェクト存続の必要性を検討し、初期の目標を達成した事業については終了することとします。</p> <p>【世界保健機関等拠出金事業】 【現状分析】 ○結核・マラリア等の感染症の克服、新興・再興感染症のアウトブレイクへの対応のみならず、非感染性疾患(がん・生活習慣病等)、国民皆保険等の保健・医療制度の拡充という新しい課題に対応していくことが国際的に求められており、世界一の長寿国である我が国が積極的に貢献していくことが必要とされています。 ○上述の通り、日本を含め世界のエイズ対策においてはこれまで順調に成果が上がっているものの、2015年のミレニアム開発目標達成に向けて一層の努力が必要とされています。 【今後の展望】 ○今後も、WHOやUNAIDSの事業状況を見直し、拠出額・拠出内容を常に検討しながら事業を展開していきます。</p> <p>【経済協力開発機構拠出金事業】 【現状分析】 ○日本が拠出している事業について、各国利用状況の評価平均は3.92と全事業の評価平均3.75を上回っており、加盟国から高く評価を受けていることから、効率的に国際社会へ貢献していると言えます。 【今後の方向性】 ○引き続き、日本の国内情勢や制度を踏まえた質の高い事業が実施されるよう、国際会議を通じてOECDとの積極的な意見交換・情報共有を行い、日本の状況等に関して的確な認識を持つよう促していきたいと考えております。</p>	<p>平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:10,043百万円(予算案額:10,684百万円)</p>	③	-
----	-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	---	---

※実績評価書(事後評価)については、平成25年10月2日付けで総務省宛て送付している。

※反映の内容欄について、予算関連のものは、政策増減によらない額の増減等を含むものがある。

<継続事業に関する事業評価(事後評価)>

[概算要求への反映欄]

- 平成26年度予算概算要求への反映を実施
- － 平成26年度予算概算要求への反映を実施せず

[機構・定員要求への反映欄]

- 機構・定員要求への反映を実施
- － 機構・定員要求への反映を実施せず

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策へ反映状況		
			反映の内容	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
1	周産期医療体制の基盤整備・強化事業	本事業の実施は、周産期医療に対する国民の信頼確保に寄与したと考えられるが、高齢妊娠等に伴うハイリスク分娩が増加傾向にあり、引き続き、周産期医療体制の基盤整備・強化に取り組む必要がある。	引き続き周産期医療体制の基盤整備・強化を図るため、平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:17,100百万円の内数(予算案額:15,100百万円の内数)	○	－
2	労働契約法等活用支援事業	労働契約法等活用支援事業は、必ずしも知識が豊富でない労働者や学生等に対して、労働契約法を中心とする労働関係法令の教育、情報提供等を有効的かつ効率的に実施しており、個別労働紛争が防止され、労働者の保護が図られるための下地形成に寄与していると評価できる。なお、今後は、個別労働紛争に占める割合が高いと想定される中小零細企業に特化したセミナーを行うことも当該事業の有効性を高める上で重要と考えられる。	労働者等に加え、個別労働紛争に占める割合が高いと想定される中小零細企業に対しても積極的かつ継続的な働きかけを行うため、平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:31百万円(予算案額:24百万円) ※平成26年度から事業名称等を一部変更して実施	○	－

※継続評価書(事後評価)については、平成25年10月2日付で総務省宛て送付している。

<成果重視事業に関する事業評価(事後評価)>

[概算要求への反映欄]

- 平成26年度予算概算要求への反映を実施
- 平成26年度予算概算要求への反映を実施せず

[機構・定員要求への反映欄]

- 機構・定員要求への反映を実施
- 機構・定員要求への反映を実施せず

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況		
			反映の内容	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	削減経費及び削減業務処理時間について、平成24年度においては、最適化の効果は発現しない。 オンライン申請について、利用促進策等を推進した結果、重点手続(16手続)の利用率が前年度に比べ上昇した。	評価結果を踏まえ、平成26年度予算概算要求を行った。 ○平成26年度予算概算要求額:11,009百万円(予算案額:7,721百万円)	○	-

※成果重視事業に関する事業評価書(事後評価)については、平成25年10月2日付けで総務省宛て送付している。

<総合評価(事後評価)>

No.	名称	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況(今後の方向性)
1	「医師確保対策」について	<p><医師確保対策> (1)医師の絶対数の不足について ○ 医師不足地域や特定の診療科等での勤務を条件付けることができる地域枠を活用して医学部入学定員を増員した結果、平成24年度の医学部入学定員は8,991名と過去最大規模となった。また平成25年度についても、さらに50名の医学部入学定員の増員を行い、9,041名となった。 なお、上記施策により平成19年度と比べて平成25年度の医学部入学定員は1,416名増加しており、平成26年以降の医学部卒業生の増加が見込まれる。</p> <p>(2)医師の地域偏在について ○ 平成22年度の医学部入学定員より、大学が定員増に際して卒後に地域医療に従事する意思のある学生の選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与(医師不足地域や特定の診療科等での勤務に一定の年限従事することにより返還免除)する仕組みである、地域枠を設けた。 また、平成23年度から新たに、医師のキャリア形成支援上の不安を解消しながら、医師不足病院の医師確保の支援等を行う「地域医療支援センター」の各都道府県での設置を進めている。 上記施策等による効果については、「地域医療支援センター」の設置により、平成24年11月時点で、723名の医師が地域の医療機関に派遣・あっせんされている実績がある等一定の効果を得ている。医学部入学定員の地域枠等については、施策が開始されてから年数が経っていないこともあり現時点で把握することは困難であるが、地域枠による修学資金を活用した医学生が卒業する平成29年以降に効果が現れることが期待されること。</p> <p>(3)医師の診療科偏在について ○ 医学部入学定員に地域枠を設けたことや、救急勤務医、分娩を扱う医師、新生児医療を担う医師への手当の財政支援等の施策による効果については、施策が開始されてから年数が経っていないことから、現時点で把握することは困難であるが、地域枠による修学資金を活用した医学生が卒業する平成29年以降に効果が現れることが期待されること。</p> <p>(4)女性医師の離職防止・復職支援策として ○ 出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や、復職後の勤務形態に応じた研修を行う女性医師等就労支援事業を実施している。 ○ ライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、女性医師バンクにおいて就業斡旋等の再就業支援を行う女性医師支援センター事業を実施している。 ○ 子どもを持つ女性医師の離職防止及び復職支援のため、病院内保育所の運営等に対する財政支援を行う病院内保育所事業を実施している。 ○ 就業女性医師数は増加しており(H20→H22 3,900人増)、女性医師が出産、育児等のライフイベント発生時にキャリアを中断せず安心して勤務を継続できる環境の整備が重要であることから、今後も当該事業を継続して実施することが必要である。</p>	<p>○ 医師不足の解消は喫緊の課題であることから、必要な医師数の需給推計については、高齢化の状況、患者の診療動向、女性医師の増加や働き方に関する意識の変化、医師の勤務実態、医師の世代別人数の状況、医療提供体制のあり方など様々なパラメータをできるだけ考慮した専門的な推計を行う必要があり、今後行っていくこととする。</p> <p>○ 医師の不足対策及び偏在対策については、これまでの施策により一定の効果を得られているが、今後も、上述のような専門的な推計を参考としながら、医師の養成数の拡大等により、医療のマンパワーを確保するとともに、地域偏在や診療科偏在を解消するための施策を講じるなど、更なる対策を検討していきたい。</p>

2	<p>「国民に信頼される行政の実現」について</p>	<p>「国民の皆様の声」については、アフターサービス推進室の知見を活用することにより、寄せられる意見が制度や業務改善に結びついたケースがあった一方、検討の結果対応が難しいとされた案件について重ねて意見が寄せられるケースも見受けられたため、業務効率化の流れを踏まえつつ、引き続き「国民の皆様の声」をより効果的かつ効率的に活用するための方策を検討する。</p> <p>国民に伝わるような情報発信については、従前からの文書の修正等の支援に加え、分かりやすい情報発信のための研修開催や「分かりやすい文書作成推進月間」を設けるなど、コミュニケーション能力の向上のための取組を行ったことにより、省全体の分かりやすい情報発信に対する意識を高めることができた。</p> <p>アフターサービスに係る平成24年度の取組としては、「国民の皆様の声」等を基に行政サービス向上等を目的に、①HIV／エイズ予防・支援活動を担っているNGOの実態調査、②厚生労働省の東日本大震災対応調査、③子どもを守る地域ネットワーク（「要保護児童対策地域協議会」）の強化の推進に向けた調査、④お薬手帳の電子化にかかる調査、⑤職業訓練事例調査（就職率向上支援に向けた調査）、⑥第三者行為による健康保険等の利用状況調査等の調査を行い、改善提案等を関係部局に行った。調査等内容については、「アフターサービス推進室活動報告書」として取りまとめ、概ね3～4ヶ月毎に厚生労働省ホームページへ掲載し公表した。</p> <p>調査は、調査専門員数が限られる中、「厚生労働省の東日本大震災対応調査」等多岐にわたる分野において効率的に実施できたが、改善提案が行政サービス向上にどのように貢献し、実際改善されたかの効果把握について、必要に応じ、フォローアップ調査の手法を用いる等の工夫が求められる。</p>	<p>今後も、役所的発想を打破し、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、主に民間出身者で構成されるアフターサービス推進室の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みにより、引き続き、「国民の皆様の声」の活用を図る。また、より分かりやすい公表方法や効率的な運用のための方策を検討する。</p> <p>国民に伝わるような情報発信については、引き続き省全体の分かりやすい情報発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。</p> <p>アフターサービスについては、今後は必要に応じフォローアップ調査の手法等も取り入れる等、これまでに改善提案を実施してきた調査案件について、改善状況や効果の把握に努めていく。</p>
3	<p>「行政事業レビュー」について</p>	<p>平成25年度においては、7月に行政事業レビューシートの中間公表を行い、政策体系ごとに厚労省HPで公表するとともに、公開プロセスについては、平成25年6月に8事業を対象に2日間実施し、結果等について厚労省HPで公表した。</p> <p>公開プロセスの結果を踏まえ、公開プロセスにかからない他の事業についても、レビューを実施し、その結果を平成26年度予算の概算要求に反映させ、公表した。</p>	<p>今後も、行政事業レビューの実施に引き続き取り組む予定。</p>
4	<p>「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について</p>	<p>これまでの取組により、省及び各部局課の組織目標は一定程度浸透させることができた。</p> <p>一方、組織目標に留意した目標を設定しているか、面談時に面談の手引きを有効に使われているか等の実態把握が十分になされていないことから、制度の運用状況の把握に努め、必要な改善を行っていくことが求められる。</p> <p>本府省課長相当職及び課長補佐職を対象とした平成24年度の総務省主催の評価者講座には、125名（昨年度42名）が受講した。また、厚生労働省で平成24年度行った評価者講座には、78名（昨年度116名）が受講した。厚生労働省で行った評価者講座の受講者からは、「評価制度の影響力を考えると、多くの職員が受講するようになった方が良いと思う。」「目線合わせは非常に大事。評価者に研修内容が行き渡ると良い。」等のコメントが寄せられた。また、すべての参加者（アンケート回答者）から評価者講座が有益であったと回答があり、受講者に対し、大きな効果があったといえる。</p> <p>評価者に人事評価の付け方や面談に当たってのポイントについて理解させるために、総務省主催の評価者講座や厚生労働省で行う評価者講座を受講させるなどの取組が今後も引き続き必要である。</p>	<p>今後は、組織目標に留意した目標の設定や、面談時に面談の手引きを有効活用すること等、必要な改善を行っていくとともに引き続き、総務省、厚生労働省で行われている評価者研修の受講の促進や人事評価に関する制度説明を職員に対して実施することによって、人事評価制度を円滑かつ適切に実施する。このような人事評価制度の取組を踏まえて、次代の厚生労働行政を担う人物像に照らして、前例にとられない適材適所の人事を推進していくこととしている。</p>

5	「職員の育成」について	<p>研修受講の機会の拡充を図ってはいるものの、本来受講が必要な職員が研修を受講できていない状況が見受けられる。研修後のアンケート結果によると「受講する時間がないため必要とする研修の受講ができていない」「より実務に即した研修内容としてほしい」などの意見が見られることから、研修に参加しやすくなるような職場の環境づくりや職員のニーズを的確に把握して研修に反映させることが重要であると考えている。</p>	<p>今後も研修機会の拡大を進め、研修内容を充実させるとともに、実施時期や回数の見直し、各部局への働きかけを行うなど、職員が研修に参加しやすい環境づくりに努め、着実に実施していくこととしている。</p>
6	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	<p>「職場の子育て応援プログラム」の数値目標は、平成24年度は平成23年度に引き続き男性職員の育児休業取得率の数値目標が達成でき、また、他の数値目標については、業務量が多く休暇取得しにくいなどの要因により、達成ができていないと考えられるが、実績は前年度より向上している。</p> <p>また、子育てメールマガジンの配信、休暇取得の促進・超過勤務の縮減の取組により、職員の意識啓発を行うことができた。</p> <p>職場のいじめ・嫌がらせについては、平成24年度から相談体制を強化するとともに、対応マニュアルの作成等の具体的な取組を実施しており、取組内容を全職員に周知することにより、各職員がパワーハラスメント防止等に対する意識を持つことができた。</p>	<p>「職場の子育て応援プログラム」の数値目標のうち、男性職員の育児休業の取得率の数値目標は達成できたので、更なる取組に向けて数値目標を見直し、引き続き、「職場の子育て応援プログラム」の数値目標達成に向けて、子育てメールマガジンによる休暇等の取得勧奨、「休暇作戦2PER1」、「指定休暇」及び「節目休暇」による休暇取得の促進の取組、「メールや省内放送による周知」、「課室内消灯日」及び「一斉消灯」による超過勤務の縮減の取組を継続するとともに、職場のいじめ・嫌がらせの防止へ向けた職員への意識啓発をさらに推進することにより、さらなる職場環境等の改善を進めていく。</p>
7	「施策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	<p>平成24年8月に実施したアンケートの結果を踏まえ、各種事務手続の効率化や、生活のゆとりの確保に向けた取組（共有領域へのマニュアル・資料掲載の充実、早出遅出勤務制度や早期退庁・休暇取得促進のためのリーフレットの作成等）を進めることができた。</p>	<p>平成25年度の厚生労働省の組織目標において、「政策の企画・立案により時間を割くことができるような体制を確立するために、これまで行ってきた業務の改善・効率化に係る取組を更に進める」ことを引き続き掲げた。</p> <p>今後も、組織活性化推進プロジェクトチーム及び組織活性化ワーキングチームにおいて厚生労働省全体で業務改善に向けた取組を総合的に推進する。</p>

※総合評価書(事後評価)については、NO.1は平成25年6月25日付けで、NO.2～7は平成25年10月2日付けで総務省宛て送付している。

<租税特別措置に関する事業評価(事後評価)>

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。	国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるため、当該措置を在続することとする。

※租税特別措置に関する事業評価書(事後評価)については、平成25年8月30日付けで総務省宛て送付している。

<公共事業に関する事業評価(公共事業の再評価)>

No.	事業	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	簡易水道等施設整備事業(19地区)	事業の継続又は中止の判断に資するための評価(再評価)を実施した。公衆衛生の向上、生活改善の見地から安全で良質な水道水の安定的な供給を図るために、33事業の継続を決定し、費用対効果分析において費用便益比が基準値に達しないと判断された1件について、国庫補助事業の中止を決定した。	18地区を継続 1地区を中止
2	水道水源開発等施設整備事業(13地区)		13地区を継続
3	水道水源開発施設整備事業(2地区)		2地区を継続

※公共事業に関する事業評価書(公共事業の再評価)については、平成25年10月25日付けで総務省宛て送付している。

<研究事業に関する事業評価(事後評価)>

No.	事業(研究課題数)	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	行政政策(22課題)		
2	厚生労働科学特別研究(19課題)		
3	先端的基盤開発(32課題)		
4	臨床応用基盤(10課題)		
5	成育疾患克服等次世代育成基盤(8課題)		
6	第3次対がん総合戦略(36課題)		
7	生活習慣病・難治性疾患克服総合(68課題)	<p>研究成果は学術誌に掲載されているとともに、行政的課題の解決に役立っている。</p> <p>行政的要請に応じて分類した5つの研究分野(Ⅰ行政政策研究分野、Ⅱ厚生科学基盤研究分野、Ⅲ疾病・障害対策研究分野、Ⅳ健康安全確保総合研究分野、Ⅴ健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト)について、それぞれ要請されている要素を明確に整理し、それぞれの領域で行政的に必要な研究課題の公募がなされている。</p> <p>また、研究班を構成する研究者等の協力により広範な症例が収集されるなど、研究は効率的に実施されているとともに、保健医療福祉の現場にある実践者の積極的な協力が保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしている。併せて、限られた予算の中で、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されているとともに、評価方法についても適切に評価され、各研究事業の評価委員会における評価委員がその分野の最新の知見に照らした評価を行い、その結果のもとに研究費が配分されている。</p>	
8	長寿・障害総合(46課題)		計338件につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究課題開発の実施に際し反映する予定である。
9	感染症対策総合(31課題)		
10	地域医療基盤開発推進(12課題)		
11	労働安全衛生総合(4課題)		
12	食品医薬品等リスク分析(36課題)		
13	健康安全・危機管理対策総合(13課題)		
14	再生医療関係研究分野(1課題)		

※研究事業に関する事業評価書(事後評価)については、平成25年10月25日付けで総務省宛て送付している。